



みんなで防ごう

高齢者虐待 障がい者虐待

高齢者・障がい者虐待とは？

他者からの不適切な扱いにより、権利や利益を侵害されたり、生命・身体・財産が損なわれるような状態におかれることをいいます。

身体的虐待

- ・平手打ち、殴る、ける、つねる
- ・やけど、打撲させる
- ・無理なりハビリを強要する など

介護・世話の 放棄・放任

- ・食事、水分を十分に与えない
- ・冷暖房を使わせない
- ・入浴させない など

心理的虐待

- ・怒鳴る、悪口を言う
- ・無視する、恥をかかせる など

経済的虐待

- ・日常的に金銭を渡さない、使わせない
- ・年金等を本人の意思に反して使用する など

性的虐待

- ・性器への接触、性行為の強要
- ・排泄の失敗に対し下半身裸で放置する など



虐待を発見した**すべての人**は、通報する義務があります。
虐待は、どこにでも、だれにでも起こる可能性があります。

誰もが直面するかもしれない問題です。

- ・ひとりで介護するのがしんどくてイライラしている。
- ・身近に頼れる人がいない。
- ・経済的に困っている。
- ・どうやって介護したらいいのか、わからない。
- ・たくさん怒られて、怖くてつらい。
- ・自分を傷つけたり、攻撃的なことをしてしまう。
- ・悪天候なのに、長時間家の外で過ごしている。



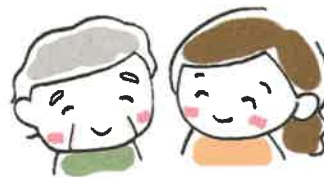
ぜひ、誰かに相談してください

(高齢者)
港区地域包括支援センター
06-6575-1212
平日9時～19時
土曜日9時～17時

港区役所保健福祉課
06-6576-9857
平日9時～17時30分

(高齢者)
港区南部
地域包括支援センター
06-6536-8162
平日9時～19時
土曜日9時～17時

(障がい者)
港区障がい者
基幹相談支援センター
06-6585-2211
平日9時～17時30分



あなたの地域の
民生委員・児童委員
主任児童委員

(障がい者・高齢者)
港区見守り相談室
06-6575-1214
平日9時～19時
土曜日9時～17時30分

あなたの地域の
見守りコーディネーター
平日午後4時間程度、各地域の会館にいます
(地域や行事などによって時間は異なります)
詳しくは、地域の会館にお問い合わせください！

大阪市休日夜間
障がい者・高齢者虐待ホットライン
06-6206-3725
休日(土・日・祝日等) 9時～17時
夜間 17時～翌9時

発行: 令和7年2月

発行者: 港区障がい者・高齢者虐待防止連絡会議 港区民生委員児童委員協議会

協力: 港区役所保健福祉課 港区社会福祉協議会